

農地法関係の申請にかかる処理スケジュールのお知らせ

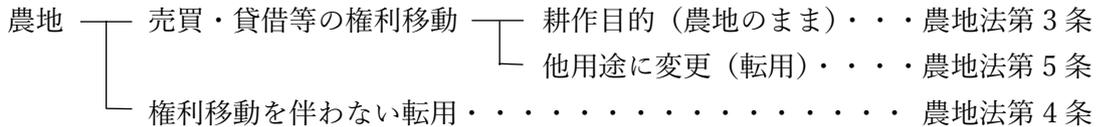
1 はじめに

農地は農業の生産基盤であると同時に、水資源のかん養や国土保全など、その多面的機能を有する有益な国土資源であることから、売買や貸借、さらには宅地や山林など他の用途に変更（農地転用）する場合は、他の不動産とは異なり、農地法の許可が必要です。

許可申請は、市町村の農業委員会に提出することになっています。

農業委員会では、農地の権利取得者として適格か、農地転用事業の確実性など、法律に基づき様々な観点から審査することになっています。

2 権利移動の態様と農地法の規制条項



3 許可権者と申請先

農地法の規制条項	許可権者	申請書の提出先
第3条	その農地のある農業委員会	左記と同じ
第4条	県知事	その農地のある農業委員会
第5条	県知事	その農地のある農業委員会

4 許可（不許可）処分までのスケジュール

(1) 第3条（必要な添付書類は、ホームページを参照ください。）

申請書の受付⇒申請内容の審査⇒現地調査⇒農業委員会総会での審議⇒許可（不許可）指令書の交付

(2) 第4、5条（必要な添付書類は、ホームページを参照ください。）

申請書の受付⇒申請内容の審査⇒現地調査⇒農業委員会総会での審議⇒意見を付して申請書を県知事に進達⇒県審査会での審議⇒県の許可（不許可）指令書が農業委員会を經由して交付

5 農業委員会の作業スケジュール

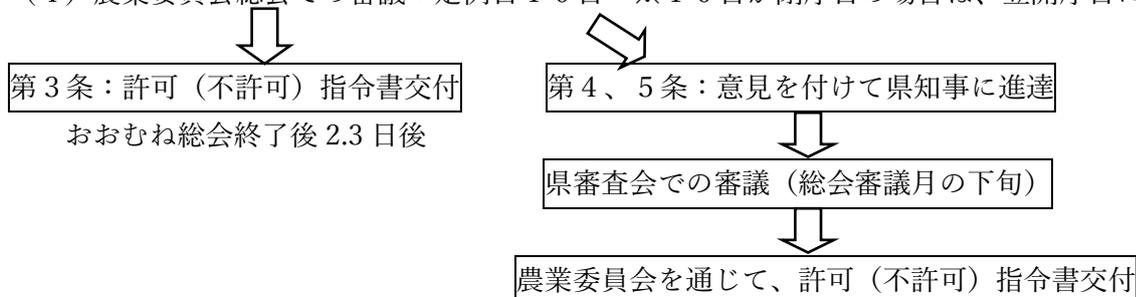
(1) 申請書締切日：毎月25日頃（これ以降に申請があった場合の審議は翌月になります。）

※ 4月、9月、12月、2月は通常より締切日が早くなります。（ホームページを参照）

(2) 申請書の記載内容の審査：おおむね7日間程度

(3) 現地調査：おおむね各月の申請締切日から農業委員会総会1週間前

(4) 農業委員会総会での審議：定例日10日 ※10日が閉庁日の場合は、翌開庁日になります。



6 農地法関係の申請にかかる標準処理期間（通常要すべき標準的な期間）

申請書受付からおおむね30日（第3条の許可（不許可）指令書交付。但し、第4、5条の県知事からの許可（不許可）指令書交付は40日程度）

詳しい内容のお問い合わせは農業委員会に確認ください。